

ナショナルチーム等強化対象選手規程

1. 基本方針

- 1.1 以下に示す選手（以下、「強化対象選手」）は、（公財）日本セーリング連盟（以下、「JSAF」）の強化対象選手として、オリンピックにおけるメダル獲得を最終目標とし、競技力向上に努めなければならない。
- ・ ナショナルチーム選手（以下、「NT」）
 - ・ シニア強化指定選手（以下、「シニア強化」）
 - ・ HOPE 選手（以下、「HOPE」）
 - ・ HOPE 育成選手（以下、「HOPE 育成」）
 - ・ ユース強化指定選手（以下、「ユース強化」）
- 1.2 強化対象選手は、常に日本代表としての自覚と誇りを持ち、礼儀を尊び、広く社会に受け入れられている行動規範を遵守し、品位ある行動をとるとともに、国際親善に努めなければならない。

2. 認定

強化対象選手は、以下の方法により選考され、選手およびチームの意思を確認し、誓約書の受領をもって JSAF オリンピック強化委員会（以下、「オリ強」）により認定される。

2.1 NT

オリンピッククラス世界選手権大会における成績が、参加艇数の 50%以内であり、かつ日本選手最高位の選手を、当該クラス NT として認定する。

ただし、当該クラス世界選手権における成績が 10 位以内の選手を、NT の中でも特にオリンピックにおけるメダル獲得候補として NT-A（エース）として認定する。NT-A は各クラス最大 2 名（チーム）とする。NT-A が認定されたクラスの場合、本項に示すクラス NT の要件のうち、「日本選手最高位」は、NT-A の数だけ繰り下げられる。したがって、NT は NT-A 含めて最大 3 名（チーム）である。

2.2 シニア強化

オリンピッククラスにおいて、NT を除く有望選手に対するオリ強委員による推薦に基づき、オリ強委員で構成される「強化選手認定小委員会」にて 2/3 以上の賛成が得られた場合、その選手を当該クラスの「シニア強化指定選手」として認定する。

2.3 HOPE

World Sailing ユース世界選手権大会またはオリンピッククラスのジュニア世界選手権大会において、8 位以内の成績を残しかつオリンピッククラスで活動し、オリンピックにおいてメダル獲得を目指す 22 歳以下の選手に対し、オリ強委員による推薦に基づき、オリ強委員で構成される「強化選手認定小委員会」にて 2/3 以上の賛成が得られた場合、その選手を当該クラス「HOPE 選手」として認定する。

2.4 HOPE 育成

オリ強が主催する NF_HOPE 育成プログラムの対象選手として選出された選手を、当該クラス「HOPE 育成選手」として認定する。

2.5 ユース強化

ユースクラス世界選手権大会の代表選手として選出された選手を「ユース強化指定選手」として認定する。

3. 認定期間

3.1 NT

オリ強による認定日から、次年度の当該クラス世界選手権大会最終日までの期間を原則とするが、例外含め、詳細は年次毎に規定する。認定期間であっても、ダブルハンドクラスのチーム編成が変更となった場合、オリ強は認定を解除することができる。（付則 1 参照）

3.2 シニア強化

オリ強による認定日から、次年度の当該クラス世界選手権大会の遠征終了日までの期間とする。上記期間内であっても、オリ強は「強化選手認定小委員会」により認定を解除することができる。

3.3 HOPE

オリ強による認定日から、23 歳になる年の 9 月 30 日までの期間とする。ただし、毎年 9 月末までに、オリ強は「強化選手認定小委員会」により認定を解除することができる。

3.4 HOPE 育成

オリ強が定める資格発効日から、その年の 12 月 31 日までの期間とする。

3.5 ユース強化

オリ強による認定日から、認定日に最も近い、当該ユースクラス世界選手権大会の遠征終了日までの期間とする。

4. 強化対象選手の義務

強化対象選手は、やむを得ない理由を除き、以下に定める事項を実施しなければならない。以下いずれかの事項を履行できない場合には、事前にオリ強の承認を得なければならない。

- (1) 日本および遠征する諸外国の法令、JSAF 諸規定、本ナショナルチーム等強化対象選手に関する規程・付則およびアンチ・ドーピングに関する諸規定を順守すること。
- (2) オリンピックおよび国際大会で優秀な成績を収めるために競技活動を継続し、常にパフォーマンス（セーリングスキル、フィジカル等）の向上に努めること。
- (3) オリ強が指定するフォーム（オリ強 HP 参照）による個人データ、パスポートコピー等を提出すること。（これらの個人データは、オリ強が行う業務以外に利用されることはない）
- (4) オリ強が指定する、世界選手権、アジア大会およびその他国際大会へ参加すること。

- (5) オリ強が指定する強化合宿、研修会、ミーティング、その他必要な行事へ参加すること。
- (6) オリ強が指定するメディカルチェックおよびフィットネスチェックへ参加すること。
- (7) オリ強が指定するフォーム（オリ強 HP 参照）による海外遠征計画書および海外遠征報告書、任意のフォームによる年間計画書、その他オリ強が指定する書類を提出すること。
- (8) オリ強により支給されたユニフォームを着用すること。（付則 2 参照）
- (9) オリ強が指定する広報活動に最大限協力すること。（付則 2 参照）
- (10) その他オリ強が必要と定めた事項。

5. 認定の取消・罰則

下記事項に該当した強化対象選手は、その認定の取消、一定期間の資格停止、または補助の停止等の措置を適用されることがある。

- (1) 本規定および付則に定める事項に違反した場合。
- (2) 怪我や病気により競技活動が出来ないとオリ強が判断した場合。
- (3) 国内外の法律に違反した場合、または日本を代表するアスリートとして不適切な言動をしたとオリ強が判断した場合。
- (4) 反社会的勢力との何らかの関係を有しているとオリ強が判断した場合。

以上

改定履歴

2017年12月制定

2021年5月29日改定